

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1497号)

平成30年3月15日

横 情 審 答 申 第 1497 号

平 成 30 年 3 月 15 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 靜 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月17日建法第313号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会長が別段定めた文書をも含む。」のうち上記①の「担当職員の分担表」及び上記②の「建設局長及び市民局長が担当する決裁に必要とする事務内容が記載されている文書のすべて」」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「「③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会長が別途定めた文書をも含む。」のうち上記①の「担当職員の分担表」及び上記②の「建設局長及び市民局長が担当する決裁に必要とする事務内容が記載されている文書のすべて」」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「「③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会長が別途定めた文書をも含む。」のうち上記①の「担当職員の分担表」及び上記②の「建設局長及び市民局長が担当する決裁に必要とする事務内容が記載されている文書のすべて」」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年1月11日付で「横浜市建築審査会における担当職員の分担表及び横浜市建築審査会の事務決裁に係る文書」（以下「本件審査請求文書」という。）を存在しないとした非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件に係る開示請求書の記載から、本件開示請求における請求内容は、横浜市建築審査会における担当職員の分担表及び横浜市建築審査会の事務決裁に係る文書であると解される。

(2) 「横浜市建築審査会における担当職員の分担表」の不存在について

横浜市建築審査会の事務局は建築局建築監察部法務課（以下「法務課」という。）が担っており、会場の確保、開催通知の送付、委員報酬の支払い、審査請求に係る手続等の事務局業務を行っている。この事務局業務は「係長1名及び職員1名」で担当し、分担していないことから、横浜市建築審査会に係る業務分担表は作成していない。

したがって、横浜市建築審査会における担当職員の分担表は作成しておらず、保有していないことから、情報公開条例第10条第2項に基づき、非開示とした。

なお、法務課の担当職員の分担表については、本件に係る開示請求において別途開示決定されており平成29年2月1日建法第290号でその全部を開示している。

(3) 「横浜市建築審査会の事務決裁に係る文書」の不存在について

横浜市建築審査会の議事は横浜市建築審査会条例（昭和26年10月横浜市条例第52号。以下「建築審査会条例」という。）に基づき会議で決しております、議決結果を受けた文書の送付等については会長が意思決定を行っている。このことから、事務決裁に係る文書を定める必要がなく、当該文書は作成していない。

したがって、横浜市建築審査会の事務決裁に係る文書は作成しておらず、保有していないことから、情報公開条例第10条第2項に基づき、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 横浜市建築審査会に係る事務について

建築審査会は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項ただし書等の同意及び第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、法第78条第1項で建築主事を置く市町村及び都道府県に置くこととされている。

横浜市では、建築審査会は、建築審査会条例により設置され、法に規定するものを除く外、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、建築審査会条例で定められている。

(2) 本件審査請求文書について

ア 審査請求人は、本件開示請求書に「①建設局全課及び市民局市民情報課及び総務課の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）②建設局長及び市民局長が担当する決裁に必要とする業務内容が記載されている文書のすべて③横浜市建築審査会の上記①②の文書含む。審査会会长が別途定めた文書をも含む。」と記載してい

る。

本件審査請求は、③として請求された文書のうち①の担当職員の分担表に該当する文書として特定した「横浜市建築審査会における担当職員の分担表」及び③として請求された文書のうち②に該当する文書として特定した「横浜市建築審査会の事務決裁に係る文書」について、実施機関がこれらの文書は存在しないとして非開示とした決定に対して行われたものである。

イ なお、実施機関は建築局長及び市民局長の事務決裁に係る文書として、別途事務決裁規定等を特定して開示している。このことから、本件審査請求の対象となる横浜市建築審査会の事務決裁に係る文書とは、横浜市建築審査会として決裁を行う事務に関するものであり、横浜市建築審査会の事務局が市長の補助機関として決裁を行う事務に関するものは含まれないと解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

実施機関は、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないため非開示としたと説明しているので、以下検討する。

(4) 横浜市建築審査会における担当職員の分担表について

ア 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第8条において、横浜市建築審査会に関することは、法務課の事務分掌とされている。

イ 当審査会が、法務課全体の担当職員の事務分担表を見分したところ、横浜市建築審査会の担当者は、職員1名及び係長1名のみであり、この2名のみで事務を担当していることが認められる。

ウ 実際の横浜市建築審査会に係る業務の分担について実施機関に確認したところ、建築審査会の事務に係る業務については、係長と職員の2名が共同して事務を行っているため、係長と職員の間での事務分担を決めていないとのことであった。

そうすると、横浜市建築審査会の事務分担について細分化された事務担当を記した表等を作成する必要性は認められない。

エ したがって、横浜市建築審査会における担当職員の分担表は作成していないとの実施機関の説明は是認できる。

(5) 横浜市建築審査会の事務決裁に係る文書について

ア 横浜市建築審査会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項により設置されている附属機関であり、執行機関とは独立した合議制の機関であるから、通常、意思決定は附属機関自身が合議で行うこととなる。

また、法第81条には「会長」の規定があり、同条第2項において、「会長は、会務を総理し、建築審査会を代表する。」と規定されている。さらに、建築審査会条例第5条には「議事」の規定があり、同条第3項において、「会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と規定されている。

イ 以上のとおり、横浜市建築審査会の決裁に関しては、意思決定者及び議事方法が制度上定められており、このほかに事務決裁に係る定めを置かなければならぬ事情は認められない。

したがって、横浜市建築審査会の事務決裁に係る文書が存在しないことに不自然な点は認められない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書は存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原靜雄、委員 金井惠里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 29 年 2 月 17 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成 29 年 3 月 16 日 (第210回第三部会)	
平成 29 年 3 月 28 日 (第301回第一部会)	・諮問の報告
平成 29 年 4 月 4 日 (第311回第二部会)	
平成 29 年 12 月 7 日 (第224回第三部会)	・審議
平成 29 年 12 月 21 日 (第225回第三部会)	・審議
平成 30 年 1 月 18 日 (第226回第三部会)	・審議
平成 30 年 2 月 2 日 (第227回第三部会)	・審議
平成 30 年 2 月 15 日 (第228回第三部会)	・審議